

事務センターだより

年末調整について

※税金に関わる大事なお知らせです！

税

年末調整は、毎月の給料等から源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

1 扶養控除等(異動)申告書

○申告できる扶養親族は16歳以上(平成13年1月1日以前生まれ)で、本年の所得が38万円以下(給与所得だけの方は収入が103万円以下)の人です。

※パート・アルバイト収入は給与支給明細等で所得の確認をさせていただきます。

2 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書

○生命保険料控除の限度額は合計で12万円です。

H23年12月31日以前に契約した保険	「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ5万円
H24年1月1日以降に契約した保険	「新生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ5万円

○その他、地震保険料控除・社会保険料控除・配偶者特別控除等があります。

保険料控除には、保険会社発行の証明書を必ず添付しなければなりません。自宅へ直接届く場合もあります。紛失しないように大切に保管をしてください。



3 住宅借入金等特別控除申告書(該当者のみ)

○最初の年分は確定申告をし、2年目から年末調整での控除になります。

○申告書を提出する場合は、借入金年末残高証明書を添付してください。

共済掛金(保険料)について

年金制度の一元化により昨年10月から標準報酬制が導入されました。掛金の算定基礎となる「標準報酬月額」は毎年、見直し(定時決定)が行われます。本年4月・5月・6月の実際に受けた報酬(平均額)にあわせて9月から翌年8月まで適用となる標準報酬月額が決め直されました(定時決定)。9月分の給与明細書から新しい標準報酬月額が記載されています。ご確認ください。

旅費について

旅費配当について、県の財政状況が厳しいため例年の8割にとどまっています。県からは広く経費節減についての取組が求められています。「同一箇所に出張する場合は、出来る限り乗り合わせで行く」「高速利用及び駐車料について、業務遂行上の必要性があるのか？」など今一度考えてみてください。



特殊勤務実績簿について

修学旅行の引率も...

特殊勤務実績簿を作成し提出してください。(引率1日につき4,250円)復命書の提出も忘れずをお願いします。

10月分

10月28日(金)締切

その後、すぐにシステム入力し、11月の給与で支給されます。必ず、提出の期限を守ってください。